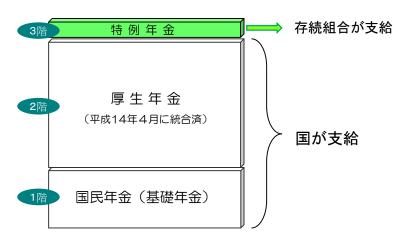
農林年金廃止法の改正法案の概要

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案

法案の概要

農林年金制度の概要

- 農協、漁協、森林組合等の役職員の公的年金制度であったが、平成14年4月に厚生年金と統合。
- 現在は、<u>平成14年3月以前の旧農林共済組合員期間に係る職域年金相当部分(3階)を、経過的に存続する農林共済組合(存続組合)が、特例年金として支給(平成14年4月以降の採用者は農</u>林年金の組合員資格なし)。



- 〇 平成22年度から、年金の支給に代えて一時金を選択できる仕組みを導入。これによって<u>受給</u> 権者が大幅に減少。一人当たり支給額も少額化(月額1万円未満の者が7割超)。
- 〇 <u>農林漁業団体と年金受給者団体の双方とも一時金の支給を義務化して特例年金給付を早期</u> に完了することを要望。

改正の内容

- 1 存続組合は、<u>旧農林共済組合員期間を有する者に対し</u>、特例年金給付に代えて、<u>特例一時金を支給</u>する。(附則第30条第1項)
- 2 特例一時金は、将来分の特例年金の現価に相当する額とする。(附則第30条第2項)
- 3 存続組合は、特例一時金の支給業務が全て終了したときに解散する。(附則第25条第5項)

施行期日

公布の日から起算して2年以内(政令で定める日)